

# 憲法そのものの危機 学術会議任命拒否 憲法学者ら警鐘

菅義偉首相の日本学術会議会員の任命拒否をめぐり、専修大学社会科学研究所は28日、ネットシンポジウムを開きました。

元日本学術会議会長の広渡清吾東京大学名誉教授は、学問の自由と科学の独立を維持できなかった戦前を反省して設立された学術会議の歴史を振り返り、政府から独立して平和と人類社会の福祉に貢献するという同会議の使命を強調しました。

任命拒否にあった小沢隆一東京慈恵会医科大学教授（憲法学）は、法律に根拠のない拒否理由を持ち出す菅首相の態度は「法治主義に反する」と批判。憲法23条「学問の自由」にとどまらず、他の精神的自由や教育の自由にもおよぶ「憲法そのものの危機だ」と警鐘を鳴らしました。

同じく任命拒否された岡田正則早稲田大学教授（行政法学）は、任命拒否がまかり通れば「政権をとっていけば違法なことをやっても構わないことになる」と危惧。会員の名前も業績も知らずに任命を拒否した首相を批判しました。

晴山一穂専修大学名誉教授（行政法）は、日本学術会議法は首相を「任命権者として全く位置づけていない」と指摘。学術会議第1部元部長の佐藤学東京大学名誉教授は、自然科学が主体の他国のアカデミーに比べ、日本学術会議は人文社会系を含む研究者が総合的に政策提言を行い、国家機関であることで財界の利害に左右されず、優れた活動ができていると解説しました。

しんぶん赤旗 電子版 2020年12月1日【社会】